

## 住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 空き家等対策に係る法整備及び財政支援等

(1) 住民の安全を守る観点等から、管理放棄された空き家等について、都市自治体が所有者に対し適正な管理を促すための措置や直接かつ容易な立入調査及び解体撤去等が行えるよう早期に法整備を図るとともに、必要な税財政上の措置を講じること。

(2) 空き家等の有効利用を促進するための支援制度を推進すること。

### 2. 民間賃貸住宅の空き部屋を有効活用するため、低所得者が公営住宅の代替として公営住宅の基準を満たす民間賃貸住宅に入居した場合の支援策を講じること。

### 3. 市街化調整区域の既存集落における地域コミュニティの維持及び活性化を図るため、住宅建築等ができるよう制度を見直すとともに、都市部からの移住を促進するための財政支援措置を講じること。

### 4. 住宅及び建築物の耐震化に係る財政支援等

(1) 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修工事に係る財政支援措置を拡充するとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業における住宅耐震改修の上乗せ補助について、平成 27 年度以降も継続すること。

(2) 建築物の耐震化を円滑に推進するため、耐震対策緊急促進事業の期限を延長すること。

また、改正耐震改修促進法の運用に当たっては、都市自治体や建築物の所有者の実情等を十分に踏まえ、耐震診断結果の公表時期の弾力化を図ること。